

耳鼻咽喉科睡眠認定医制度施行細則

第1章 試験

第1条(筆記試験)

令和9年度以降における認定申請者には、筆記試験を課す。

出題形式および出題範囲は、日本口腔・咽頭科学会があらかじめ告示するものとする。

第2条(口頭試問)

筆記試験に合格した者に対し、口頭試問を実施する。

第2章 認定更新

第3条(更新条件)

認定医は5年ごとに資格を更新する。

更新には以下を満たすこと。

1. 日本口腔・咽頭科学会の学術集会に2回以上参加していること。
2. 所定の講習会を1回以上受講していること。

所定の講習会とは、日本口腔・咽頭科学会が主催または共催する講習会をいう。

(3) 下表に基づき50単位以上を取得していること。

活動区分	内容	単位
学会参加	日本口腔・咽頭科学会（2回以上必要）	10単位/回
関連する学会の参加（国内）	日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会総会・秋季大会、日本睡眠学会	10単位/回
講習会受講	日本口腔・咽頭科学会が指定する講習会	10単位/回
論文	睡眠関連の査読付き論文（筆頭）	10単位/本
発表	学術集会における睡眠関連の筆頭演者発表	5単位/回

4. 本表に定めるもののほか、認定医の更新に資する講習会または研究会が開催される場合、その単位数および更新要件として認めるか否かは、認定制度運営委員会が審査し決定する。

第3章 認定取消および再認定

第4条(取消および再認定)

- (1) 更新手続を行わなかった者は、認定を失効する。
- (2) 倫理違反、不正行為、書類虚偽などが認められた場合、認定を取り消す。
- (3) 失効または取消となった者の再認定については、個別に審議する。
- (4) 退会により認定が失効した者が再認定を希望する場合、「再入会後 2 年以上の継続した会員歴」を有することを要する。

第 4 章 移行措置

1. 令和 7 年度および令和 8 年度は、制度施行初期の移行措置期間として、筆記試験を免除し、書類審査および面接(口頭試問)のみによって認定を行う。
2. この期間における認定申請者は、以下の条件を満たすこと。
 - (1) 耳鼻咽喉科専門医の資格を有し、かつ取得後 1 年以上を経過していること
 - (2) 日本口腔・咽頭科学会の正会員として 1 年以上の所属歴があること
 - (3) 睡眠医療に関する 2 年間以上の臨床経験を有すること
 - (4) 所定の講習会を 1 回以上受講していること(申請時に未受講の場合は、移行措置期間内(令和 8 年度末まで)に受講することを条件とする)
 - (5) 睡眠医療についての幅広い知識及び診療能力を有するとともに、睡眠ポリグラフ検査等の睡眠医療に必要な検査を実施し、結果を判読する能力を有すること
 - (6) 睡眠関連呼吸障害に対する外科的治療に関する十分な知見を有すること
 - (7) 睡眠医療に関する研究・教育・学会活動等を通じて、学術的または社会的貢献を行った実績を有すること
3. PSG 実施・判読、CPAP タイトレーション、睡眠外科手術について十分な経験がない申請者については、移行措置期間内(令和 8 年度末まで)に、日本口腔・咽頭科学会が推薦する施設(日本睡眠学会の認定施設など)において研修を受けることを条件として認定を行うことができる。
4. 審査は、認定制度委員会が行い、日本口腔・咽頭科学会理事会の承認を経て認定される。
5. 認定制度委員会に委嘱された委員については、制度の企画・立案・運営に専門的寄与を行ったことを踏まえ、筆記試験および面接(口頭試問)を免除し、書類審査のみで認定を行う。

※本章は移行措置として設けられたものであり、制度の定着を踏まえ、令和 9 年度以降に削除予定である。

第 5 章 附則

第 5 条(施行)

本細則は令和 7 年 12 月 1 日より施行する。

第 6 条(改訂)

本細則の改訂は、日本口腔・咽頭科学会理事会の承認を要する。

以上

作成日:令和 7 年 1 月 29 日

修正日:令和 7 年 1 月 30 日 (メール審議反映)